

簡易水道事業統合に対する財政支援について

中国部会提出
説明担当 松江市

国は、簡易水道事業を上水道事業に統合するため、平成28年度末を制度・財政上の期限とし、全国の自治体にその統合完了を促している。

簡易水道事業に適用されている繰出基準については、統合後、上水道事業の繰出基準に移行することとなるが、特に高料金対策については、上水道の繰出基準が適用され、繰出しの対象にならないこととなり、大幅に繰出し金が減少する見込みである。また、統合により、新たに簡易水道の減価償却費が見込まれ、上水道の健全経営を著しく損なう恐れがある。

さらに、一般会計から見ても、簡易水道事業の元利償還金について、給水人口などで交付税算入されていたものが、上水道の統合に伴い大幅に削減される見通しである。

また、今後、簡易水道で使用してきた水源や浄水場等多くの施設処分（解体）や安全管理についても多額の費用が発生することとなる。

よって、国の方針に従って、簡易水道と上水道を統合した後も、上水道並びに一般会計の安定した財政運営を持続できるよう、一定期限を設けた財政支援措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 現行の簡易水道事業の高料金対策繰出金と同水準の支援措置を講ずること。
- 2 統合後に実施する建設改良に要する繰出基準等の拡充を図ること。
- 3 不要財産の処分（解体）に係る繰出基準等を新設すること。
- 4 簡易水道等施設整備費国庫補助（生活基盤近代化事業）に係る採択要件の緩和、補助率等の拡充を図ること。